

自立支援医療費の1か月あたりの自己負担額について

◇障害福祉のしおりの28ページに掲載しております。自立支援医療費の「1か月あたりの自己負担額」について、令和8年7月1日以降、下記表のとおり読み替えをお願いします。

○1か月あたりの自己負担額

◇医療費の1か月あたりの自己負担額は、次のようになります。

| 生活保護 | 市民税非課税 本人収入 (※1) 82万6,500円 以下 | 市民税非課税 本人収入 (※1) 82万6,500円 超 | 市民税所得割 3万3,000円 未満 | 市民税所得割 3万3,000円以上 23万5,000円未満 | 市民税所得割 23万5,000円 以上 |
|----------|---|--|--------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 負担 0円 | 自己負担額 1割 負担上限月額 2,500円 | 自己負担額 1割 負担上限月額 5,000円 | 自己負担額1割 医療保険の負担上限月額 | | 公費負担 対象外 |
| | | | 育成医療の経過措置 | | |
| | | | 負担上限月額 5,000円 | 負担上限月額 10,000円 | |
| | | | 負担上限月額 5,000円 | 負担上限月額 10,000円 | |
| | | | [重度かつ継続] 自己負担額1割 | | 負担上限月額 20,000円 (※2) |

(※1) 本人収入とは、市民税上の所得、障害年金、国の手当等の合計金額です。

受診者本人が18歳未満の場合は、保護者の収入となります。

(※2) 一定所得（市民税所得割23万5,000円）以上の世帯の「重度かつ継続」該当のかたは、経過的特例措置の延長により、令和9年3月31日まで公費対象となっています。